

第1回 四つ葉会総会議事録

1、日時：平成17年7月16日 19時～19時30分

場所：東洋ホテル

2、司会：大倉 茜

議長：江月 優子（会則15条）

3、議事内容（以下の内容について会則16条に基づき承認を得た）

① 会計報告：監事（窪田 千草）

収入 1,820,252 円（入会時終身会費・国試残金寄付）

支出 5,000 円（はがき代）

残高 1,815,252 円

② 連絡体制

今回の総会・懇親会を開催するにあたり会員の皆様のメールアドレスを登録した。今後も本部ではメールを活用して皆さんと連絡をとっていきたいと思っている。教えていただいた連絡先は本部に保管し、決して乱用したり他の機関に公表したりしない。また、大学のホームページに同窓会のページを設け、こちらも活用していく。総会の議事録や役員会での決定事項、その他の情報を公開する予定。

そこで皆さんにご協力していただきたいことは、連絡先の変更があれば、必ず本部にお知らせください。四つ葉会に直接メールをしていただいても結構ですし、各期に学年委員がおりますので、学年委員を通してでもかまいません。このことの徹底をお願いします。

③ 会則の変更

- ・ 原案第5条（1）を「ホームページの作成・更新」に変更した。当初、名簿の作成を行い配布予定であったが、役員負担や個人情報保護法の制定、会員の方からも住所など個人の情報を公表・配布しないでほしいという意見があった。第6条とも関連する、改正案にある事項を本部が保管し、「3、本人の同意を得れば、上記の情報を開示することができる」と付け加えた。具体的には、もし誰かの連絡先を知りたい、連絡がとりたいというときには、一度四つ葉会役員、もしくは学年委員に連絡してもらい、役員・学年委員が仲介役となり、相手の方に連絡する。相手の方が連絡先など情報を教えても良いと同意が得られれば開示するという手順。第6条の登録事項も住所は省く。
- ・ 第7条、理事を省き、役員を計4名で構成することに変更した。
- ・ ⇒第8条の（3）理事の任務と第9条の1分の「理事」という語句を省く。

- ・ 第 11・14 条。総会を 1 年に 1 回開催するとあるが、役員としては毎年行うのは大変負担になること、また毎年皆さんに集まっていただくことは困難であることを考慮し、4 年に 1 回の開催とする。それに伴い、第 11 条の役員の任期も 4 カ年に延長する。
- ・ 第 17 条。現会則では会長・副会長・理事となっているが、理事は省く。各期の意見が反映されやすいように学年委員を加えることにする。(2) は、構成員を 2 分の 1 とする。
- ・ 第 18 条。これまでは 5 名設け、それぞれ役割が明確ではなかった。事務局は会長・庶務・会計に広報を加え、4 名で構成する。
- ・ 第 20 条。学年委員に任期が設けられていなかった。これも総会・役員に合わせ 4 カ年とする。
- ・ 第 22 条。正会員の終身会費は 5000 円であった。しかし、卒業旅行や国家試験を控えた学生にとって 5000 円の負担は厳しいという意見が多かったこと、また、名簿の作成を行わないため、予算が余っていく可能性が充分考えられること、この 2 点を考慮し、正会員・特別会員・賛助会員ともに 1000 円とする。
- ・ その他
同窓会室の使用について質問があった。同窓会室は交流棟にあるが、現在あまり使用されていない。学生が学園祭などで使用するなど、使用方法について規定がないため今後役員が、教務学生課の担当の方と話し合いを行うこととする。

④ 新役員選出

改正前の会則では役員の任期は 2 年となっていること、また、現在役員はすべて 1 期生で構成しているが 4 期生まで会員が増えたため、ランダムに各期から役員を選出すべきと考え、今回新役員を選出を行うこととした。役員は改正案に基づき選出する。会長 1 名・副会長 1 名・監事 2 名を選出したい。

(立候補を集ったがいなかった)

事前に各学年委員からの推薦により候補者の選出を行った。会長は引き続き江月、副会長には 2 期生大野芳理、監事に 3 期から工藤昌子、4 期から室井美樹。(各自起立) 4 期の室井は今日は都合により欠席。4 名、承認を得た。

事務局、学年委員は改正案第 18 条、19 条に基づき選出し、後日ホームページで公表する。

⑤ 今後の活動

四つ葉会の今後の活動ですが、まだ具体的ではありませんがいくつか計画しているところです。大学側からいろいろとお話をいただいています。学生への就職活動時や大学創立 10 周年記念への協力などです。皆さんにも何かとご協力や意見をいただくことが多くなると思いますがよろしくお願ひします。

文責：江月優子